保健·疾病対策課

長野県告示第499号

次に掲げる土地の区域は土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)第31条第1項及び第2項の基準に適合しないため、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定します。

令和6年9月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 土地の区域(形質変更時要届出区域)

茅野市ちの字御社宮司675番、676番、677番、678番、680番、681番、689番及び689番3の一部

2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

- 1,1-ジクロロエチレン
- 1,2-ジクロロエチレン
- 1, 1, 1ートリクロロエタン

トリクロロエチレン

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

水大気環境課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年9月19日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - OKAYA LIFE PARK

岡谷市塚間町2-6696 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

東京センチュリー株式会社

東京都千代田区神田練塀町3番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社イエローハット	午前10時	午後8時
2	株式会社大創産業	午前11時	午後11時
3	株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後8時

(変更後)

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	株式会社イエローハット	午前10時	午後8時
2	株式会社大創産業	午前9時30分	午後8時
3	株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後8時

野

報

4 変更する年月日

令和6年8月1日

5 届出年月日

令和6年7月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年9月19日から令和7年1月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・ I T振興課

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。 令和6年9月19日

長野県飯田建設事務所長 唐 澤 則 夫

1 許可番号

令和6年8月23日 長野県飯田建設事務所指令6飯建第276-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下伊那郡高森町山吹3624-2、3624-4の内、3624-6の内、3624-8の内、3624-9、3629の内、3630-2の内、3630-11の内、3630-12、8685-2の内、8704-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県下伊那郡高森町山吹8685-1

株式会社 乾光精機製作所 代表取締役社長 滝 澤 佳 人

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。 令和6年9月19日

長野県松本建設事務所長 太 田 茂 登

1 許可番号

令和6年8月22日 長野県松本建設事務所指令6松建第67-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市穂高10109-1、10109-2、10109-3、10109-4、10109-5、10109-6、10109-7、10109-8、10109-9

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市穂高牧766-1

共和興業株式会社 代表取締役 江 本 寿 東

都市・まちづくり課